

江府町告示第139号

平成28年12月1日

江府町長 白石 祐治

第8回江府町議会定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 平成28年12月12日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

三 好 晋 也

竹 茂 幹 根

三 輪 英 男

川 上 富 夫

上 原 二 郎

越 峠 恵美子

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

森 田 智

○応招しなかった議員

な し

第8回江府町議会定例会会議録（第1日）

平成28年12月12日（月曜日）

議事日程

平成28年12月12日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第 109号 専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）
- 日程第5 議案第 110号 江府町企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第 111号 江府町の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 112号 江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第 113号 江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 114号 江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 115号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 116号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 117号 江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第 118号 江尾診療所医科超音波画像診断装置購入契約の締結について
- 日程第14 議案第 119号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第15 議案第 120号 江府町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第16 議案第 121号 鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合同約の変更に係る協議について
- 日程第17 議案第 122号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に係る協議について

- 日程第18 議案第 123号 鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に係る協議について
- 日程第19 議案第 124号 町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に係る協議について
- 日程第20 議案第 125号 日野病院組合規約を変更する協議について
- 日程第21 議案第 126号 平成28年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第 127号 平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第 128号 平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第 129号 平成28年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第 130号 平成28年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第 131号 平成28年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第 132号 平成28年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第 133号 平成28年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第 134号 平成28年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 陳情書の処理について

出席議員（9名）

1番 三好晋也	2番 竹茂幹根	3番 三輪英男
4番 川上富夫	5番 上原二郎	6番 越峠恵美子
7番 長岡邦一	9番 川端雄勇	10番 森田智

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 梅 林 茂 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白 石 祐 治	副町長	影 山 久 志
教育長	富 田 敦 司	総務総括課長	瀬 島 明 正
庁舎・広報公聴担当課長	奥 田 慎 也	住民課長	森 田 哲 也
庶務・人権同和对策担当課長			石 原 由 美 子
会計管理者	矢 下 慎 二	福祉保健課長	川 上 良 文
農林産業課長	下 垣 吉 正	財務・危機管理担当課長	池 田 健 一
建設課長	小 林 健 治	教育振興課長	篠 田 寛 子
奥大山まちづくり推進課長	加 藤 邦 樹	社会教育課長	生 田 志 保

午前10時00分開会

○議長（川上 富夫君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより平成28年第8回江府町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川上 富夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、上原二郎議員、6番、越峠恵美子議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（川上 富夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より12月19日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（川上 富夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。

9月議会以降の議会活動は、主な項目を印刷して、お手元に配付のとおりであり、説明を省略してご覧いただくことでご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書及び定期監査報告書が、議長の手元に提出されております。詳細につきましては、事務局の方でご覧をお願いします。

続いて、町長報告を行います。

町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） おはようございます。そういたしますと、平成28年12月定例議会におきます行政報告をさせていただきます。9月定例議会以降の行政報告につきましては、お手元に行政報告各課別をお配りしておりますが、主な事業につきましてご報告させていただきます。

資料の1ページ目をお願いいたします。先ず行政でございますが、全国町村長大会に出席させていただきました。11月15日から18日まで東京で各種会議がございましたけれども、初めて参加させていただきました非常に貴重な経験をさせていただいたところでございます。

防災関係でございます。「江府町防災の日」町内一斉の総合防災訓練を実施いたしました。10月2日でございます。39集落1,291人の参加をいただいております。その直後と言いますか、同じ月だったんですけども、10月21日に鳥取中部地震が発生いたしました。この時私は東京の方におったんですけども、その後帰りまして災害支援の方で倉吉市、三朝町に水・食糧・簡易トイレ等を提供いたしますとともに、各市町の依頼によりまして、職員派遣を行ったところでございます。本日現在で倉吉市に2名、湯梨浜町に33名、北栄町に7名の派遣を行っております。きょうまで湯梨浜の方に職員が1名行っているところでございます。

2ページでございます。原子力防災訓練、これは県の方の主催で行われたものでございますけれども、11月19日に江府町の運動公園の総合体育館を会場に実施をされました。米子市と境

港市の方から非難をされた方を放射能検査等行われたところでございます。江府町につきまして
は場所の提供をさしていただいたというところでございます。

3 ページでございます。中ほどなのですが、小地域懇談会を今年も開催させていただきました。
10月13日から11月16日の間、361名の参加を得まして今年も原点に戻りまして、「部
落差別の現状を知る」というテーマで開催をさせていただきました。その何行か下なんですけど
も町の人権・同和教育研究集会と併せて江府中のPTA人権公演会も開催いたしまして、私も参
加いたしましたけれども今年で3年目となります、福永卓司さんの一人芝居というのを見ました
けど、かなり胸にこたえるような内容でございました。

おはぐりいただきまして、4 ページでございます。江府町戦没者並びに殉職者慰霊祭の開催で
ございます。10月28日に山村開発センターで開催をいたしました。参列者は56名、戦没者
303柱の冥福を祈ったところでございます。

5 ページでございます。第2回の健康推進委員会を開催いたしまして、意見交換をさせてい
ただきました。この内容につきまして町に対するいろんな意見、提案等もあったようでございま
して、町報こうふの12月号の方に掲載いたしておりますので、またご覧いただければと思います。

6 ページでございます。中ほどより下なのですが、江府町民生児童委員協議会を開催いたしま
して、12月2日この日に委嘱状の伝達式を行いました。これから3年間民生児童委員さん16
名そして主任児童委員さん2名をお願いすることになります。この委員さんのお名前等につつま
しても、町報こうふ12月号の方に紹介しておりますのでご覧いただけたらと思います。

おはぐりいただきまして8 ページでございます。関西交流会、西ノ島町交流、JAまつり、奥
大山古道ウォーク、奥大山美味いもん祭りとやはりこの秋のシーズンは江府町が1番いいシーズ
ンでございまして、各種交流なりイベントなり盛んに開催されたところです。若干注目に値する
のは中ほどより下に、奥大山紅葉情報というのを載せておりますけれども、こちら町のホームペ
ージで特別に紅葉がどんどん進む状況をアップしておりますまして、アクセス数も今年度は6万5千
件ほどあって結構見られているなというふうに思います。これからもこういうことを情報発信を
続けていきまして、江府町の良さを発信していけたらというふうに思います。

お隣9 ページでございますけども、町づくりのところで、町民ワークショップそれと町づくり
講演会を開催させていただきました。私の方では「3000人の楽しい町」ということも言っ
ておりますし、これは町民さんが町づくりに関心を持っていただいて、自分たちでどんどん積極
的に参加していただくという意味も込めまして開催いたしましたものですので、これからもこう
いう形で町民さんも参加されるような催しを続けていきまして、意識を高めていけたらなと思

す。

10ページでございます。農業関係でございます。鳥取県農林水産業功労者表彰ということで、これは知事公邸で行われたんですけども、越峠嘉道さんが農林水産業功労者として表彰されました。それと、第14回の日野川源流米コンテストにおきましては農事組合法人宮市さん、野田克人さんが優秀賞を受賞されました。

右の方11ページでございます。お米の大会がたて続けて2つありまして、静岡で開かれた日本一美味しいお米コンテスト、それとその下これは熊本で開催されたんですけど、米の食味分析鑑定コンクール国際大会、こちらのほうで阿部朝親さんの「きぬむすめ」が静岡のコンテストでは500点の中の上位6点の中に入りましたし、熊本の大会では都道府県代表として出展されて見事に金賞を受賞されたということで、非常にこれからの江府町のブランド価値の高い米づくりについて弾みが付いたんじゃないかなというふうに思っております。

めくっていただきまして12ページでございます。建設関係の項目が上がっておりますが、中ほどに11月15日、東京で中国横断自動車道岡山米子線の4車線化の促進総決起大会というのがありまして、この度江府町の所に付加車線が決定されましたので、そのことを含めて辞令発表をとということで役目をおおせつかりまして発表してきたところでございます。引き続きこの整備が促進されるように頑張っていきたいなと思っております。一番下なんですけども12月1日にマンホールカードというものを2,000部作って道の駅奥大山で配布されております。これは関心が結構高い方もありまして関連商品として缶バッジとかコースターも作って販売を致しているところでございます。こういうものも情報発信の1つのネタとして活用していきたいなと思っております。

13ページでございます。学校関係ですけれども、中ほどに10月29日から30日江府中日輪祭というのがありまして、わたしも出掛けてまいりました中で江府町のことを語るフォーラムもありましたので、中学生と地域の人と一緒に参加しておられましたので、その辺りいろんなお話をさしていただきました。その下でございます、年長児和太鼓日野川子ども太鼓、これがことしかなりの回数で出演されています。そこに上がっているこの期間中でも運動会、高齢者スポーツ大会、町文化祭、新そば祭りとなんか場に引っ張り出されて大人気でございます。子供さんの負担にならないようにこれからもどんどん出ただけいたらというふうに思っております。

めくっていただきまして、14ページでございます。9月25日江尾地区の町民運動会、これは恒例で開いておりますが、言いたいのはその下の健康と体力づくりフェスティバルin明倫ということで明倫地区で独自にといいますか、盛り上がって同じ日に開催されたということで、こう

いう形で江尾地区だけでなく明倫地区、そしてほかの地区でも開催されるようになるという形だと思っております。

右の15ページでございます。最後になりますけれども10月29日から11月6日の間、江府町文化祭が開催されて数多くの方が作品展示をされたり舞台発表をされました。見に行ってみただけでも、かなり江府町の文化度が高いなというふう感じたところでございます。以上、簡単ではございますけれども、この秋のシーズン色々と江府町も賑ったときではなかろうかと思っておりますので、この賑わいが引き続き続いていくように努力したいと思っております。以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（川上 富夫君） 只今の報告について、ご質問があればお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、日程第3、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第109号 から 日程第21 議案第126号

○議長（川上 富夫君） 日程第4、議案第109号、専決処分した事項の承認についてから、日程第21、議案第126号、平成28年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）まで、以上18議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 本定例会に提出いたしております要旨の大要につきましてご説明を申し上げます。まず議案第109号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。本案は、平成28年10月19日に江府町防災情報センター前駐車場におきまして、職員の運転する公用車が日野町職員の車と接触事故を起こしたため、損害賠償金として21万6,726円を支払うものでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第110号でございます。江府町企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、製造業、建設業もしくは運輸業が、設備を新設、又は増設したものにかかる固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第111号でございます。江府町の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、平成29年1月1日に施行されるのに伴い、町条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第112号でございます。江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正が施行されたことに伴い、江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第113号でございます。江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国家公務員の特別職の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、江府町議会議員の報酬の改正を行うもので、期末手当の月数の引き上げをおこなうものでございます。

続きまして、議案第114号でございます。江府町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国家公務員の特別職の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、特別職の給与の改正を行うもので、期末手当の月数の引き上げを行うものでございます。

続きまして、議案第115号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、人事院勧告に伴い給与の改正を行うもので、給料表並びに初任給調整手当、勤勉手当の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第116号でございます。江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本案は、平成28年度所得税法等の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の所得割額等の算定を行うことになったため、この条例の一部を改正いたすものでございます。

続きまして、議案第117号でございます。江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。本案は、平成29年4月1日から町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する事務を、鳥取県町村総合事務組合が行うこととするに伴い、本条例を廃止するものでございます。以上、議案第110号から議案第117号までの8議案につきましては地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第118号でございます。江尾診療所医科超音波画像診断装置購入契約の締

結についてでございます。本案は、江尾診療所医科超音波画像診断装置購入を行うため、鳥取医療器株式会社 米子営業所と契約を締結いたすものでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

議案第119号でございます。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。本案は、江府町御机・下蚊屋辺地において、平成26年度に策定した公共的施設の総合整備計画を1件変更するものであり、このたび県との協議が終了いたしましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第120号でございます。江府町過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。本案は、平成28年度に策定した江府町過疎地域自立促進計画において、事業計画についてソフト事業2件、ハード事業2件を追加するものであり、このたび県との協議が終了いたしましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

議案第121号でございます。鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に係る協議についてでございます。本案は、鳥取県町村職員退職手当組合の事務の効率化及び事務の経費の節減、合理化を図るため、退職手当組合が、平成29年3月31日をもって解散予定の鳥取県町村消防災害補償組合の事務及び財産を承継するとともに、新たに非常勤職員の公務災害補償等の事務を行うことについて、関係団体と協議を行うものでございます。

続きまして、議案第122号でございます。鳥取県町村消防災害補償組合の解散に係る協議についてでございます。本案は、事務の効率化及び事務経費の節減、合理化を図るため、平成29年3月31日をもって鳥取県町村消防災害補償組合を解散し、鳥取県町村職員退職手当組合にその事務を承継することについて、関係団体と協議を行うものでございます。

続きまして、議案第123号でございます。鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に係る協議についてでございます。本案は、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に関して、鳥取県町村職員退職手当組合にその財産を帰属させることについて、関係団体と協議を行うものでございます。以上、議案第121号から議案第123号までの3議案につきましては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

議案第124号でございます。町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び

審査会の共同設置の廃止に係る協議についてでございます。本案は、各町村等の条例により共同設置しております鳥取県町村非常勤職員の公務災害補償等認定委員会及び審査会について、平成29年4月1日から鳥取県町村総合事務組合において町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する事務を行うこととするに伴い、共同設置を廃止することについて関係団体と協議を行うものでございます。地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条2の2第3項の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第125号でございます。日野病院組合理約を変更する協議についてでございます。本案は、介護老人保健施設あやめの指定管理終了に伴い、第3条、組合の共同処理する事務及び第13条第2項、負担金の負担割合について、介護老人保健施設事業に関する規定を削除するものです。地方自治法第286条第1項の規定により、日野病院組合理約を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第126号、平成28年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）でございます。本案は、平成28年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2,231万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億7,715万円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、歳出につきましては、民生費1,333万3千円の増額、農林水産業費2,537万3千円の増額、土木費974万7千円の減額、教育費695万2千円の減額、歳入につきましては、国庫支出金550万3千円の減額、県支出金2,987万6千円の増額、町債660万円の減額、以上により補正予算を編成いたしました。地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては主管課長より説明いたさせますので、お聞き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 日程に従い、議案第109号から議案第126号まで、順次各所管課長より議案の詳細説明を求めます。

森田課長。

○住民課長（森田 哲也君） 議案第110号についてご説明をいたします。1枚おはぐりください。この条例は企業立地の促進により地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づきまして固定資産税の課税免除について必要な事項を定めることを目的といたしております。2条につきましては課税免除の対象等について記載を致しております。主な内容は3年前は設備投資をされました製造業、建設業、運輸業のうち固定資産税の家屋、償却資産、当該家屋又は構築物の敷地であります土地に関して減免をするものであります。免除の期間は3年間から交付税

措置といたしまして、固定資産税減免額の75%が普通交付税措置で還元があるという内容でございます。第3条につきましては届け出の方法等を記載しております。第4条、第5条につきましては届け出の除外等について記載を致しております。第6条、第7条につきましては、この条例の施行に関して必要な事項の取り扱いについて定めております。なお、附則としましてこの条例は公布の日から実施いたします。実際に適用しますのは、29年の1月1日からということにしております。以上でご説明を終わります。ご審議いただきましてご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（川上 富夫君） すいません、議案第109号の専決処分について、総務総括課長お願いします。

○総務総括課長（瀬島 明正君） 失礼をいたします。議案第109号、専決処分した事項の承認について（損害賠償の額の決定）についてご説明をさせていただきます。はじめにこのような損害賠償事故が発生しましたことを深くお詫びいたします。今後職員に対しまして、より一層交通安全を徹底して参りたいと思います。よろしくお願い致します。それでは、議案の方について説明させていただきます。本案は、平成28年10月19日午後9時30分頃、江府町防災情報センターのちょうど消防車庫の裏当たりの駐車場におきまして、職員が公用車を駐車スペースから出るためバックで進行しましたところ、進行方向の駐車禁止区域に停車しておりました日野町職員の公用車と接触いたしました。そのため双方の車両が損害を負ったものでございます。早期に車両の修理を行う必要がありましたので、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告させていただき承認を求めるとでございます。1枚おはぐりいただきませ。専決処分書を添付いたしております。賠償額が決定いたしましたのが11月16日でございます。もう1枚おはぐりいただきませ。3の損害賠償21万6,726円でございます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（川上 富夫君） 続いて池田財務・危機管理担当課長。

○財務・危機管理担当課長（池田 健一君） 議案第111号についてご説明をさせていただきます。江府町の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。1枚おはぐり下さい。本案は、国の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより町条例の一部を改正するものでございます。改正の主な点は国の法律第19条に新たな条項が追加され、町条例の中でこの条文を引用する号数にずれが生じたため町条例の第1条及び第5条を改正いたすものでございます。ご審議の上ご承認賜りますよ

うよろしくお願い致します。

○議長（川上 富夫君） 瀬島総務総括課長。

○総務総括課長（瀬島 明正君） 失礼をいたします。議案第112号、江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、これらの一部改正が平成28年12月2日に公布されたことに伴い改正を行うものでございます。1枚おはぐりくださいませ。一部改正条例をお付けしております。右側が改正前、左側が改正後でございます。主な改正点についてご説明申し上げます。まず一点目としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲の見直しがございました。これまで育児休業の対象となっておりませんでした特別養子縁組の監護期間中の子、それから養子縁組里親に委託されている子を育児休業の対象となるものを加えるものでございます。それに伴い本条例におきましても、1ページ左側の第8条の2、育児又は介護を行う早出遅出勤務の第1項の下線部でございます。それから1枚おはぐりいただきまして2ページになります、2ページの左側第2項の下線部におきましてこの規定を追加致すものでございます。2点目と致しましては、育児休業介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴うものでございます。まず、介護休業を分割して取得が出来るようにする点がございます。4ページの方をお開き下さいませ。4ページの中ほどに第15条、介護休暇がございます。第15条におきまして改正前は右側第2項の下の方でございますけれども、下線部において連続する6月の期間内において必要と認められる期間とされておりましたけれども、改正後は第1項の左側下線部でございます、3回を超えずかつ通算して6月を超えない範囲、つまり3回まで分けて取得できるように改正いたすものでございます。それから3点目といたしましては、介護時間の制度つまり1日のうち2時間までは介護の為に勤務しないことが出来る介護のための短時間勤務の制度が新たに表示されております。これにつきましては、5ページの左側、第15条の2、介護時間こちらの方が新たに追加される項目になっております。第1項におきまして連続する3年の期間内においてということ謳っております。第2項におきましては、1日の内2時間を超えない範囲内での取得を認めております。第3項におきましては給料の減額規定を設けまして無給とするというものでございます。附則といたしまして、平成29年1月1日から施行いたすものでございます。

続きまして、議案の第113号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりくださいませ。本案は、人事院勧告に伴

う国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部改正に併せ、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が平成28年11月24日に公布されております。それに伴い改定を行うもので、期末手当の支給月数の改定を2段階で行うものでございます。内容についてご説明申し上げます。まず第1段階としまして第1条でございます。第5条、期末手当の支給におきまして右側改正前でございますけれども、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165とございますものを、左側改正後には6月に支給する場合には100分の150そのままでございますが、12月に支給する場合には100分の175と12月分のみ100分の10月を引き上げております。この改正につきましては平成28年4月から適用するものでございます。続きまして第2段階として第2条の規定になります、右側が改正前つまり第1条の改正後の規定になりますけれども、6月期が100分の150、12月期が100分の175とございますものを、左側改正後におきまして6月期を100分の5.0引き上げて100分の155、12月期を100分の5.0引き下げて100分の170とし、年間の支給月数はそのままにするというものでございます。こちらの第2条の改正につきましては平成29年4月1日から施行いたすものでございます。

続きまして、議案第114号、江府町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。1枚おはぐりくださいませ。本案につきましても、人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正が平成28年11月24日に公布されたことに伴いまして改定を行うもので、期末手当の支給月数の改定を2段階で行うものでございます。内容につきましては、先程の議案第113号、江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同様となりますので、またご覧いただければと思います。よろしくお願ひ致します。

続きまして、議案第115号の方をお願ひ致します。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。1枚おはぐりくださいませ。本案は、平成28年の人事院勧告に伴い一般職職員の給与等について改定を行うものでございます。右側に改正前の条文、左側に改正後の条文を掲げております。また本案につきましても先程の2議案と同様に2段階で改定を行うものでございます。主な内容についてご説明を申し上げます。まず、第1段階としまして第1条でございます、こちらの方が平成28年4月1日からの適用となる事項を挙げております。まず第3条でございます、こちらは行政職職員並びに医療職職員の給料表を定めた条文でございます。改正前の行政職給料表を議案書の6ページの方から10ページまで、こちらの方に改正前の行政職の給料表を掲げております。改正後の給料表を11ページから15ページまで掲載を致

しております。本来の一般職の給与改定におきましては月例給につきまして、大体平均0.2%の引き上げということになっておりますけれども、若年層つまり若い世代に重点を置いた給与改定というふうになっております。それから医療職の方についてですけれども、こちらの方につきましては16ページから19ページこちらの方が改正前の給料表、それから20ページから23ページこちらの方に改正後の給料表を付けております。同様に号給の若い若年層を重点とした改定となっておりますのでご覧いただければと思います。それから改正点の2点目でございますけれども、医療職の職員に係る初任給調整手当の改正がございます。こちらの方が1ページに戻っていただきまして、第8条の2の規定でございます。第8条の2第1項第1号におきまして、右側改正前が41万3,300円を左側41万3,800円に改定いたしております。それから第2号におきましても、右側改正前が5万500円それを改正後、左側5万600円と致すものでございます。それから1枚おはぐりいただきまして、2ページの方ご覧いただけますでしょうか。勤勉手当についての改定でございます。第20条、勤勉手当におきまして第2号第1項におきまして、右側の改正前100分の80を左側改正後におきましては、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90と12月分のみを0.1月引き上げ、年間1.7月といたすもので第2号につきましては、再任用職員に係る改定を同様に行うものでございます。以上が第1条としまして28年4月1日からの適用でございます。続きまして、第2段階でございますけれども29年4月1日から適用となります、第2条の改正となります4ページの方をご覧いただけますでしょうか、4ページの方、第2条で給与に関する条例の一部を次のように改正ということで、同じく第20条の規定でございます勤勉手当、こちらの方も先程の議会議員並びに非常勤特別職の期末手当と同様に、第1条において一旦12月期のみを引き上げたものを6月と12月に均等に割り戻す場面でございます。5ページの方に附則を掲げております、施行期日を条例の交付日としまして、第1条につきましては28年4月1日からの適用、第2条につきましては29年4月1日から施行と致すものでございます。以上でございます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（川上 富夫君） 川上福祉保健課長。

○福祉保健課長（川上 良文君） 議案第116号、江府町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は、平成28年度所得税法等の一部が改正されたことに伴い、日本の租税が免除され台湾の段階で構成員が利子等及び配当等を得た場合、特例適用利子等又は特例適用配当等について総所得金額に含め国民健康保険税の所得割額等の算定を行うこととなったため所要の改正を行うものでございます。2枚おはぐりください。2ページ目でございます、表

の右側が改正前、左側が改正後でございます。条文中附則第 1 3 項を附則第 1 5 項とし、附則第 1 4 項を附則第 1 6 項とするものでございます。附則第 1 2 項の次の 1 3、1 4 の事項を加え改正するものでございます。附則で施行期日は平成 2 9 年 1 月 1 日から施行するとするものでございます。以上です。

○議長（川上 富夫君） 瀬島総務総括課長。

○総務総括課長（瀬島 明正君） 失礼をいたします。続きまして議案第 1 1 7 号、江府町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。1 枚おはぐりくださいませ。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきましては、県内各町村が非常勤職員の公務災害があった場合に備え、その補償事務を行うためにそれぞれ制定いたしております。また、その中で公務災害の認定並びに審査につきましては、認定委員会それから審査委員会を共同で設置して任命しているところでございます。本案は、これまで各町村で行ってまいりましたこの非常勤職員の公務災害補償等に係る補償事務を事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図るため、鳥取県町村職員退職手当組合の規約改正をして平成 2 9 年 4 月 1 日に新たに鳥取県町村総合事務組合を立ち上げ、この総合事務組合において今までの退職手当組合の事務それから町村消防災害補償組合の事務、それから先程申しました共同設置機関で行ってまいりました公務災害補償も任意で審査事務を承継するとともに各町村の非常勤職員の公務災害補償の事務を行うこととするため、現在各町村設定しております条例が不要となってまいりますため廃止いたすものでございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（川上 富夫君） 川上福祉保健課長。

○福祉保健課長（川上 良文君） 議案第 1 1 8 号、江尾診療所医科超音波画像診断装置購入契約の締結についてご説明を申し上げます。1 枚おはぐりください。1. 契約の目的 江尾診療所医科超音波画像診断装置購入契約。2. 契約の方法 指名競争入札。3. 契約金額 1, 2 5 2 万 8 千円。4. 契約の相手方 米子市旗ヶ崎 2 丁目 7 番 2 1 号 鳥取医療器株式会社 米子営業所 所長 原義典。以上でございます。

○議長（川上 富夫君） 池田財務・危機管理担当課長。

○財務・危機管理担当課長（池田 健一君） 議案第 1 1 9 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての説明をさせていただきます。1 枚おはぐりください。本案は、江府町御机・下蚊屋辺地において、平成 2 6 年度に策定いたしました辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するものでございます。変更いたします内容は、水加工処理施設整備事業の追加で水工場

の衛生管理の向上を図るためエアシャワーを新たに設置するものでございます。事業費が550万円増額し、変更後の全体事業費は5,811万1千円となります。内、辺地債を5,810万円充当することを予定するものでございます。以上です。

続きまして、議案第120号、江府町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明をさせていただきます。1枚おはぐりください。本案は、江府町過疎地域自立促進計画において事業計画に新たにハード事業2件、ソフト事業2件を追加致すものでございます。追加いたします内容は、区分1. 産業の振興につきましては、基盤整備、農業事業でがんばる地域プラン事業として、農業機械導入の支援というふうになっております。次に区分4. 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、介護老人保健施設の施設改修整備でございます。またソフト事業と致しまして、介護老人保健施設に送迎車を導入するものでございます。次に5. 医療の確保につきましては、インフルエンザワクチンの接種を促進するために、接種費用を助成するものでございます。以上、ご審議ご承認を賜りますようによろしくお願い致します。

○議長（川上 富夫君） 瀬島総務総括課長。

○総務総括課長（瀬島 明正君） 失礼いたします。そうしますと議案第121号、鳥取県町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更及び鳥取県町村職員退職手当組合規約の変更に係る協議についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりくださいませ。本案は、鳥取県町村職員退職手当組合の事務の効率化及び事務経費の節減合理化を図る観点から、平成29年3月31日を以て解散をいたします、鳥取県町村消防災害補償組合の事務及び財産の一切を承継いたすとともに新たに非常勤職員の公務災害補償等の事務を行うため、退職手当組合の共同処理する事務の変更及び規約を変更することにつきまして、関係団体と協議を行うものでございます。まず1点目の共同処理する事務の変更につきまして、1ページの方に掲げておりますけれども、まず（1）で掲げておりますのが、これまでの鳥取県町村消防災害補償組合で行ってございました事務でございます。（2）で新たに非常勤職員の公務災害補償等の事務を挙げております。これら2つの事務をこれまでの退職手当に関する事務に加えることとしております。それから2点目の規約の変更でございますけれども、はぐっていただきまして2ページから5ページにかけて新しい規約の方を掲載いたしております。2ページの方の第1条におきまして、名称、この組合の名称を鳥取県町村総合事務組合と致しております。それから第2条におきまして構成団体について記載してございます。構成団体を5ページの方にありますけれども、5ページの上の方の表でございます。別表第1こちらの方の県内の15町村、それから日野町江府町日南町衛生施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合これらの28団体となっております。それから第3

条におきまして共同処理する事務として、同じく5ページの下の方にございます別表第2、こちらの方に先程申しあげました3つの事務、それとそれぞれの関係団体を掲げております。附則といたしまして平成29年4月1日からの施行ということにしております。

続きまして、議案第122号につきましてご説明を申し上げます。議案第122号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に係る協議についてでございます。本案につきましても、共同処理する事務を一元的に処理することによって事務の効率化、経費の節減を図る観点から町村消防災害補償組合が平成29年3月31日をもって解散するに伴いまして、その事務及び財産の一切を平成29年4月1日以降、鳥取県町村総合事務組合に引き継ぐことにつきまして協議を行うものでございます。

続きまして議案第123号、鳥取県町村消防災害補償組合の解散に伴う財産処分に係る協議についてご説明申し上げます。1枚おはぐりくださいませ。本案は、鳥取県町村消防災害補償組合が平成29年3月31日解散するに伴い、組合の一部、財産の一切を平成29年4月1日以降、鳥取県町村総合事務組合に引き継ぐことにつきまして、協議を行うものでございます。

続きまして議案第124号、町村等の非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会の共同設置の廃止に係る協議についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりくださいませ。本案は、各町村の非常勤職員の公務災害補償等に関する事務を平成29年4月1日から新しく鳥取県町村総合事務組合において行うこととしております。そのため各町村で共同設置しております非常勤職員の公務災害補償等に関する認定委員会及び審査会を平成29年3月31日をもって廃止し、その事務並びに財産を鳥取県町村総合事務組合に引き継ぐことについて協議を行うものでございます。以上、ご審議の上ご承認を賜りますようよろしくお願いを致します。

○議長（川上 富夫君） 川上福祉保健課長。

○福祉保健課長（川上 良文君） 議案第125号、日野病院組合規約を変更する協議についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください。表の右側が改正前、左側が改正後でございます。改正前第3条の下線部、在宅介護支援事業及び介護老人保健施設事業を改正後、及び在宅介護支援事業に改正するものでございます。次に改正前の第13条中の下線部を全て削除するものでございます。附則としてこの規約は鳥取県知事の許可にあった日から施行するというものでございます。説明は以上です。

○議長（川上 富夫君） 池田財務・危機管理担当課長。

○財務・危機管理担当課長（池田 健一君） 議案第126号、平成28年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。本案は、既定の予算に歳入歳出そ

れぞれ2, 231万1千円を追加し、総額を35億7, 715万円と致すものでございます。1枚おはぐりください。1ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正の先ず歳入につきまして主だったものをご説明申し上げます。70. 国庫支出金が550万3千円の減で主に社会資本整備総合交付金などの減によるものでございます。75. 県支出金は、2, 987万6千円の増で、緑の産業プロジェクト事業補助金の増などによるものでございます。90. 諸収入は、273万1千円の増で、光ケーブル移転の補償に伴います補償費の増などとなっております。105. 町債は、660万円の減で町道整備事業債の減などによるものでございます。次に1枚おはぐりいただきまして、2ページ目をご覧ください。歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。15. 民生費は、1, 333万3千円の増で、障害者扶助費などの増によるものでございます。30. 農林水産業費は、2, 537万3千円の増で、緑の産業プロジェクト事業などにより増となっております。40. 土木費は、974万7千円の減で、橋梁点検事業費などの減によるものでございます。50. 教育費は、695万2千円の減で嘱託職員の減などによるものとなっております。更に1枚おはぐりいただきまして、4ページ目の方をご覧ください。第2表債務負担行為でございます。新たに追加2件をさせていただいております。1件目が江府町消防軽可搬ポンプ導入事業と致しまして、期間が平成29年度で、限度額98万3千円となっております。これにつきましては、来年度女性消防隊が全国大会に出場するに伴いまして、新たに機械を導入いたすもので、財源といたしましては全額宝くじのコミュニティ助成事業の方を予定しております。続きまして、学校給食用牛乳供給事業と致しまして、期間が平成29年度で、限度額242万円を計上させていただいております。続きまして5ページ目をご覧ください。第3表地方債補正の方をご覧ください。1番上、公共事業等債でございます。限度額510万円を新たに設定しております。道路災害防除あるいは道路修繕事業等に充当いたすものでございます。次に緊急防災・減債事業債につきましては、限度額を160万円減額し170万円といたしております。保育園の耐震調査計画費の減などによるものでございます。次に過疎対策事業債は、橋梁の長寿命化事業などの減によりまして、限度額を1, 010万円減額いたしまして2億8, 950万円といたすものでございます。その他については変更はございません。以下、事項別明細書を添付しておりますので、ご審議の上ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第22 議案第127号 から 日程第29 議案第134号

○議長（川上 富夫君） 続きまして日程第22、議案第127号、平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）から日程第29、議案第134号、

平成28年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）まで以上8議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第127号でございます。平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ198万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,221万9千円といたすものでございます。

補正いたします主な内容は、歳入では款10.療養給付費交付金を626万9千円減額、これは医療費変更決定によるものでございます。歳出において主なものは、款20.共同事業拠出金を1,009万6千円の増額補正、これは高額医療費、保険財政共同安定化事業拠出金の変更決定によるものでございます。

続きまして、議案第128号でございます。平成28年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第3号）でございます。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ332万6千円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,577万5千円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、歳入では、款5.診療報酬を482万4千円減額、これは外来患者数の減少によるものでございます。歳出において主なものは、款10.医業費を163万円の増額、これは医療用衛生医薬材料費等の増額によるものでございます。

続きまして、議案第129号でございます。平成28年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ920万3千円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,022万3千円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、歳入では、款70.国庫支出金を255万9千円減額補正いたすものでございます。これは介護施設利用者の若干の減少によるものでございます。歳出における主なものは、款10.保険給付費1,143万1千円の減額、これは居宅介護サービス給付費の減額によるものでございます。

続きまして、議案第130号でございます。平成28年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ27万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,258万3千円といたすものでござい

ます。補正いたします主な内容は、介護老人保健施設あやめの建物改修費入札減に伴い歳入歳出を減額いたすものでございます。

続きまして、議案第131号でございます。平成28年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額7,980万2千円の内で、組み替えをいたすものでございます。組み替えいたします主な内容は、需用費修繕料が109万5千円の増、公課費115万5千円を減額いたすものでございます。これは気象観測器積雪計の取替修繕、消費税の確定によるものでございます。

続きまして、議案第132号でございます。平成28年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ495万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億132万9千円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、歳入につきましては繰入金69万6千円を増額、諸収入426万2千円を増額、歳出につきましては総務費10万2千円を増額、公債費609万2千円を増額、予備費123万6千円を減額するものでございます。これは、人件費の改定、消火栓の設置、消費税の確定及び起債償還額の精査によるものでございます。

続きまして、議案第133号でございます。平成28年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,689万3千円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、歳入につきましては繰入金317万8千円の減額、町債330万円の増額、歳出につきましては総務費12万2千円を増額するものでございます。これは、人件費の改定及び町債の精査によるものでございます。

続きまして、議案第134号でございます。平成28年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ2,980万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,300万円といたすものでございます。補正いたします主な内容は、歳入につきましては国庫支出金1,490万円の減額、繰入金400万円の減額、町債1,090万円の減額、歳出につきましては公共下水道事業費2,980万円を減額するものでございます。これは国庫補助金の減額、下水道事業債の減額、公共下水道施設整備費の減額によるものでございます。以上、特別会計補正予算8議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い致します。なお、主管課長の詳細説明につきましては省略をさせていただきますのでよろしくお願い致します。以上で

ございます。

○議長（川上 富夫君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第 3 0 陳情書の処理について

○議長（川上 富夫君） 日程第 3 0、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました請願陳情文書表のとおりであります。

おはかりいたします。陳情第 7 号は教育民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情 1 件は、教育民生常任委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願い致します。

○議長（川上 富夫君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって散会と致します。御苦労さまでした。

午前 1 1 時 1 4 分散会
